

公共事業の事後評価書

(直轄地すべり防止事業等の完了後の評価)

平成19年3月

農林水産省

1 評価の対象とした政策

事業完了後おおむね5年を経過した下記の事業地区を対象として事後評価（完了後の評価）を実施した。

区 分	事 業 名	評 価 実 施 地 区 数
直轄事業	直轄地すべり防止事業	1
小計		1
補助事業	民有林補助治山事業	12
	森林環境保全整備事業	15
	森林居住環境整備事業	36
	農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業	1
小計		64
合計		65

2 評価を担当した部局及びこれを実施した期間

1 評価担当部局

- ① 直轄事業については、森林管理局において実施した。（直轄事業評価担当部局[別添1](#)）
- ② 補助事業については、事業実施主体が収集・把握したデータ等をもとに、民有林補助治山事業は林野庁森林整備部治山課において、森林環境保全整備事業、森林居住環境整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業は林野庁森林整備部整備課において実施した。

2 評価実施期間

平成18年4月から平成19年3月

3 評価の観点

本評価においては、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的かつ客観的に評価を行った。

4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、事業効果の発現状況、事業により整備された施設の管理状況等の項目を点検することにより、総合的かつ客観的に把握した。

結果については、地区別評価結果（[別添2](#)）に示すとおりである。

5 学識経験を有する者の意見の活用に関する事項

農林水産省政策評価会林野庁専門部会において、専門的見地から意見を聴取し、客観性及び透明性の確保を図った。

同専門部会での意見の概要は以下のとおりであった。

- ・完了後の評価実施地区について、いずれも必要性、効率性、有効性の観点から妥当である。

また、委員構成は、第三者委員会名簿（[別添3](#)）のとおりである。

6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

評価実施地区ごとに「完了後の評価個表」を作成し、インターネット等で公表することとしている。（問合せ先一覧表 [別添4](#)）

農林水産省政策評価会林野庁専門部会における資料、議事録については林野庁において、インターネット等で公表することとしている。

7 評価の結果

評価の対象としたすべての事業地区について、各地区とも事業の内容が妥当であり、一定の効果の発現が認められた。

各事業地区の評価結果は、地区別評価結果（[別添2](#)）に示すとおりである。